

平成 28 年 3 月 22 日

日本プロフェッショナル野球組織
コミッショナー 熊崎 勝彦 殿

調査委員会

委員長 大 鶴 基 成

委 員 加 藤 善 孝

同 吉 田 和 彦

調査結果報告書（要旨）

読売巨人軍の高木京介選手に係る有害行為（日本プロフェッショナル野球協約第 18 章）につき、調査した結果並びに同選手及びその所属する株式会社読売巨人軍に対する処分案等について下記のとおり報告する。

現在、読売巨人軍を始めとする 1 2 球団のそれぞれにおいて、有害行為が行われていなかったかどうかにつき、あらためて調査を進めており、当調査委員会もこれと連携して所要の調査を行っているところであり、この調査結果については、追って報告することとする。

記

1 本件処分の対象となる選手及び球団

(1) 有害行為を行ったと認められる選手

高木 京介 選手 (26歳) 投手

(2) 高木選手について管理監督責任のある球団

株式会社読売巨人軍

2 有害行為（プロ野球賭博）の相手方となった関係者

B (年齢不詳) 飲食店経営

3 処分対象となる事実

(1) 高木選手に係る有害行為の事実

高木選手は、平成26年4月末頃から同年5月上旬頃までの間、3、4回にわたって、東京都などにおいて、プロ野球の8、9試合の勝敗に関して、笠原将生選手（当時。以下、適宜「笠原選手」あるいは「笠原元選手」とする。）を介して、Bらとともに、金銭を賭けて賭博をした（野球協約180条1項2号）。

なお、同選手が読売巨人軍の試合に賭けていたと認められる証拠はなく、野球協約177条1項の不正行為（いわゆる八百長行為等）を行っていた痕跡も認められない。また、同選手がBら野球賭博常習者と交際するなどしていた事実も認められない。

(2) 読売巨人軍の選手等の指導・管理監督が十全を欠いていたこと

プロ野球選手については、そもそも、自らにおいて己の行動を律して、野球協約を遵守すべきものであるが、球団においても、所属選手等が野球協約を遵守すること、とりわけ、プロ野球賭博については敗退行為につながっていきかねないため、厳しい失格処分が規定されていることなどを的確に指導し、選手らを管理監督すべきであるところ、高木選手に係る前記有害行為は、読売巨人軍のこういった指導・管理監督が十分ではなかった状況下で行われていたものと認められる（野球協約194条）。

4 処分案

(1) 高木選手について

1年間の失格処分とするのが相当である。

(理由)

プロ野球は、公正なプレーが行われてこそ多数のファンから愛され支持されるものであり、いわゆる八百長試合が行われたときはもとより、プロ野球選手らによるプロ野球に係る賭博や野球賭博常習者との交際等についても、不公正なプレーにつながりかねず、多数のファンのプロ野球に対する期待と信頼を著しく損なうものである。また、このような行為は、不朽の国技であるプロ野球の品位を甚だしく汚し、真摯にプレーと練習に励んでいる多数のプロ野球選手らの名誉をも大きく傷つけるものであり、プロ野球界に与える悪影響は計り知れない。

それ故、プロ野球選手は、野球協約に基づく統一契約書式においても国民の模範たるべく努力することを誓約し、平素から自らの行動を厳しく律することが求められており、野球協約においてもプロ野球賭博や野球賭博常習者との交際等につきこれを全面的に禁止し、その違反には厳しい失格処分をもって処断することとしている。

しかるに、高木選手は、前記の有害事実のとおり、プロ野球の8、9試合について、笠原選手を介してBらとともに賭けをしていたものであり、多くのプロ野球ファンを裏切り、プロ野球界に拭いがたい汚点を与えたもので、その責任は真に重いものがある。

そこで、このような観点に立って、高木選手について、無期失格の処分を科すのが相当かどうかにつき、公正かつ慎重に検討した結果、高木選手は、①前記有害事実のとおり、10日ほどの間に3、4回にわたって8、9試合に賭けたのみで、すぐにプロ野球賭博を止めており、②笠原選手から、その後も平成26年及び平成27年にプロ野球賭博や高校野球賭博、さらには裏カジノでの賭博を数回にわたって勧められたが、これを断って、野球賭博などをしてこなかったところであり、下記のとおり、笠原選手、福田選手、松本選手の野球賭博への関与と比較して、野球賭博への積極的な関わり、他者への勧誘、期間、回数、野球賭博常習者との交際の有無などの関与の程度について、相当な差異が明らかに認められる。

すなわち、笠原選手は、平成26年のシーズンを通して、プロ野球について、①Bを窓口として、10～20試合に自ら賭けていたほか、松本選手と高木選手を誘って同選手の賭けの仲介をし、②A（前回処分の調査結果報告書記載の「A」）を窓口としても、約10試合に自ら賭け、また、平成26年から平成27年まで、Bが野球賭博常習者であることを知りながら、Bらとともに賭け麻雀や賭けゴルフをするなどして交際し、

さらに、Aが野球賭博常習者であることを知りながら、Aらとともに賭け麻雀やバカラ賭博をするなどして交際している上、(1)平成 26 年の高校野球についても、B及びAを窓口として、いずれも自ら賭け、(2)平成 27 年の高校野球についても、B及びAを窓口として、いずれも自ら賭けていたものであり、プロ野球の賭博を含めて野球賭博に極めて積極的に関わり、他の 2 名の選手にこれを勧めて野球賭博に誘い込んでいる。

また、福田選手については、平成 27 年 8 月から 9 月まで 2 か月間、Aを窓口にして、合計約 10 試合のプロ野球に自ら賭け、さらに、Aが野球賭博常習者であることを知りながら、Aらとともに賭け麻雀やバカラ賭博をして交際するなどしている上、(1)同年夏の高校野球の十数試合についても、Aを窓口として自ら賭けるほか、松本選手の賭けも仲介しており、(2)同年のメジャーリーグの約 10 試合についても自ら賭けていたものであり、積極的に野球賭博に関わっていたものである。

さらに、松本選手は、平成 26 年 6 月から 10 月までの間、プロ野球の十数試合について、笠原選手を介して、Bを窓口として賭けている上、平成 27 年の高校野球の十数試合についても、福田選手を介して、Aを窓口として賭けていたものであり、2年にわたって、福田選手同様に、積極的に野球賭博に関わっていたものである。

以上のとおり、約 10 日間で賭けるのを止めることとした高木選手の野球賭博への関与の程度は、笠原ら 3 選手との比較において、相当な差異が明らかに認められる。

かかる点を考慮し、加えて、高木選手は、自ら野球賭博常習者との関係を毅然として断つこととし、自己の行為を真摯に反省していることでもあるので、これらの事情を総合的に考慮し、厳正に検討した結果、同選手については、1年間の失格処分とするのが相当であると考える。

なお、この関係で補足説明すると、無期の失格処分については、野球協約 180 条 2 項に規定されているとおり、処分後 5 年間善行を保持し、改悛の情が顕著な者について本人の申し出によりコミッショナー

においてその処分を将来に向かって解除することができるが、このほか、同項に「前項の規定により無期の失格処分を受けた者（後に期限が定められた者を除く。）」と規定され、同 77 条 2 項に「無期限の失格選手の場合は後に期限と定められた日の翌日から」と規定されていること等から、コミッショナーは、無期失格処分を科した後において、1 年間の期間経過後、その間善行を保持し、反社会的勢力や野球賭博常習者等との関係がなく、改悛の情が顕著であるなど、失格の期限を定めることが適当と判断した際には、裁量により、無期を 1 年から 5 年までの有期にし得るものとする。

(2) 読売巨人軍について

読売巨人軍に対して、制裁金 500 万円を科すのが相当である。

(理由)

プロ野球選手については、そもそも、自らにおいて己の行動を律して、野球協約を遵守すべきものであるが、球団においても、所属選手等が野球協約を遵守するように的確に指導し管理監督すべきであるところ、本件の背景には、高木選手を含む一部の選手らにおいて、頻繁に、練習後に球場のロッカールームで金銭を賭けたトランプをしており、また、高木選手自身はしていないものの、他の選手らにおいては同球場近くの雀荘で金銭を賭けた麻雀をするなどしていた状況があり、さらに、高木選手も闇スロット店で遊興するなどしていた経緯もあって、賭け事に対するモラルの低下を招いたものと認められ、読売巨人軍の管理監督上の責任は重いものがあり、これを真摯に受け止めて、引き続き球団の浄化に鋭意努めてもらう必要があることから、前回処分に加えて、更に制裁金 500 万円を科すのが相当である。

5 これまでの調査経緯等

(1) 読売巨人軍からの告発・コミッショナーからの調査委嘱

本年 3 月 10 日、読売巨人軍からコミッショナーに対して、高木選手の前記有害事実について野球協約 180 条 1 項 2 号に該当するとして告発があり、同日、調査委員会は、コミッショナーから、①高木選手の有害行為にかかる事実の有無、②要因・背景等、③調査結果及び処分案の報告等の調査を委嘱された。

(2) 調査期間・体制・方法

本年3月10日以降、調査委員（弁護士2名、公認会計士1名）のほか、外部の弁護士ら6名の体制で、プロ野球賭博の有無につき徹底した全容解明のため、高木選手のほか、読売巨人軍の選手らの聴取等の調査を鋭意進めている。

Bについては、代理人弁護士を通じて聴取を要請したが、マスコミには話をしてもよいが調査には協力できないとして、聴取要請を拒否されている。

笠原元選手については、当調査委員会は、高木選手の本件有害行為の裏付け及びプロ野球賭博の全容解明のため聴取を要請してきており、同元選手から、聴取時のマスコミや弁護士の同席を求められたことから、これに対して、弁護士の同席は了解する旨回答して、その日程調整に日数を要してきたところであるが、昨日になって、笠原元選手は、弁護士の同席も不要であると連絡してきて、現在、そのための日程を調整中である。なお、笠原元選手からは、自分が松本選手のほか高木選手の賭けについても取り次いでいたこと及び自分や高木選手が賭けた試合に読売巨人軍の試合がなかったことについて、電話のやり取りの中で確認済みである。

このように、Bからは聴取の協力を得られず、笠原元選手の聴取も実現していない状況にあるが、高木選手から、終始一貫した真摯な姿勢のもとに、具体的な供述が得られている上、その裏付け資料や同選手から本件を認めるかどうかについて相談を受けていた知人の供述等の裏付けにより、高木選手が前記有害行為を行っていた事実とそのプロ野球賭博への関与の程度は、同選手の供述のとおり明白に認められ、現時点において、高木選手の処分をするにあたって必要十分な事実関係等は、解明済みである。

(3) 高木選手の供述

平成26年4月末、東京ドームでの3連戦の時期に、笠原から、プロ野球賭博を勧められ、それ以降、5月3日からの名古屋での3連戦、5月6日からの東京ドームでの3連戦の間に、3、4日、全部で8、9試合についてプロ野球の試合に1試合5万円～20万円を賭けた。自分は、どの球団に賭けてよいのかよくわからなかったので、笠原が賭けるチームを教えてもらい、それと同じチームに賭けた。笠原は、その他の試合にも賭けていたと思う。

しかし、自分は、ほとんど全部の試合で負け、合計で80～90万円の負けになったので、この賭けをやめた。負けた金は当日か翌日に笠原を通じて支払った。

この賭けをするようになってからしばらくして、笠原から、賭けの窓口になっている人が、「Bさん」とであると教えてもらい、賭けを辞めてから、新宿の飲食店に笠原らと飲食に行った際、Bを紹介された。しかし、その後は、平成27年10月に福田さんらの事件が報道されるようになるまで、会っていなかった。

同月福田さんらの事件が報道されるようになって数日後、Bが自宅を訪ねてきて、「笠原らは、調査に対して、食事を賭けただけだという話をしている。高木君まで調べられるようになることはない。」と言われ、さらに、その後、笠原とBから、高木の名前で賭けの申込みをしていたことがわかってしまったときは、笠原が「自分が高木の名前を借りただけだ」という話をするようになってから大丈夫だと言われ、これを了解した。

しかし、本年2月初め、宮崎キャンプにおけるプロ野球賭博禁止の講習会で、日本野球機構の人から、野球賭博常習者との交際も禁止されていると説明されたことから、すぐに笠原に「Bにはもう会わないと伝えてほしい」と連絡した。その後、3月初めに、球団から、「週刊誌から君がプロ野球賭博をやっているのではないかとということで取材が来ているが、どうなのか。」と聞かれるようになり、その頃この件を相談していた知人、妻、両親からも、正直に話した方がいいと言われたので、球団に対して、プロ野球賭博をしていたことを正直に話すことにした。

6 反社会的勢力との関係

高木選手については反社会的勢力との関係を否定しており、この関係を認め得る証拠はない。

7 本件の要因・背景等

(1) プロ野球選手としてのモラルの自覚を欠いていたこと

プロ野球選手たる者、八百長試合はもとより、プロ野球賭博をしてはならないことは、所属球団等から教えられるまでもなく、当然自覚し自らの行動を律していかなければならないところであるが、高木選手は、プロ野

球賭博が法律で禁止されている賭博に当たることは知っていたものの、野球協約により重い失格処分を科されることまでは十分に認識しておらず、また、発覚することもないだろうと安易に考えていた。

(2) 高木選手を含めて一部選手の間で頻繁に金銭を賭けるなどした遊びが行われていたこと

高木選手は、もともとギャンブル好きであり、読売ジャイアンツ球場のロッカールームで、他の選手とともに頻繁に金銭を賭けてトランプをしたり、同僚選手と闇スロット店で遊んだりする中で、賭け事に対するモラルが低下していったものであるが、このほか、高木選手を含む選手らの間で行われていた野球協約の有害行為には当たらない高校野球くじや、同様に、野球協約には抵触せず、選手らにおいても何ら悪意なく行っていた円陣の声出し役とその他の円陣の選手との間での金銭のやり取りも、広い意味で本件有害行為が行われる背景の一つになっているものと考えられる。

8 再発防止策等

これについては、前回処分の際に明らかにしており、日本野球機構及び各球団においてその確実な実施を進めているところであるが、さらに、効果的な再発防止策がないかを検討していくこととする。

9 今後の調査

当調査委員会においては、新たにアドバイザーを置くとともに、前記5(2)のとおり外部の弁護士らを投入し、調査体制を強化して、野球賭博等に関する、あらゆる情報収集に努めながら、選手らからの聴取を進めているところであり、今後とも、プロ野球賭博の有無など全容解明のため鋭意調査を続ける考えである。

また、このような観点から、当調査委員会は、この調査を進めて行くための方策として、選手らに対して野球協約 180 条 1 項に規定する有害行為につき自主的申告を促す特別の措置を期限付きで実施することができないかどうかについても、有識者らから意見を伺うなどして検討中である。

以上